

海老名駅西口特定公共施設指定管理業務等仕様詳細

清掃業務等仕様詳細

清掃業務等の対象は、西口特定公共施設全般とする。

1 日常清掃業務

(1) 主な対象

海老名駅西口中心広場、海老名駅西口プロムナード、海老名駅西口バス乗降場、海老名駅西口タクシー乗降場

(2) 清掃周期 1回/日

(公衆トイレは午前・午後各1回ずつ 計2回/日)

(3) 清掃内容

- ア ごみの拾い掃き
- イ ベンチ、看板、掲示板、水飲み場の拭き掃除（必要に応じて水洗い）
- ウ ごみ及び資源物の収集、運搬、処分（処分は適宜実施）
- エ 落書き、著しい汚れ、貼り紙、ガム、汚物及び鳥の糞等の除去（適宜実施）
- オ 公衆トイレ内の清掃全般【別図②公衆トイレ内 参照】
 - ・ 汚物入れや塵などのごみ収集
 - ・ トイレトペーパー、石鹼液、アルコール除菌液の補充
 - ・ 詰まり等があった場合の復旧対応

(4) その他

施設内で照明の点灯不良を確認した場合は随時対応を行う。

2 定期清掃業務

(1) 主な対象

- ・ 公衆トイレ内
- ・ 給水設備フェンス内【別図③給水設備フェンス内 参照】

(2) 清掃周期 1回以上/月

(3) 清掃内容

ア 公衆トイレ内の清掃

- ・ 照明、窓ガラス、換気扇、壁面上部、防犯カメラの拭き掃除
- ・ 衛生上又は美観上必要性が認められる箇所の清掃
- ・ 排水設備の清掃、詰まり予防措置（著しい汚れや詰まり等が発生した場合は定期清掃時に限らずその都度実施）

イ 給水設備フェンス内

- ・ 床面の拾い掃き（汚れに応じて水洗い等）
- ・ 備品等の整理整頓等

3 特別清掃業務

(1) 主な対象

排水側溝、排水柵【別図④ 側溝・柵位置 参照】、施設内照明【別図⑤ 照明位置 参照】、バス乗降場シェルター及びタクシー乗降場シェルター【別図⑥ シェルター 参照】

(2) 清掃周期 1回以上／年

(3) 清掃内容

ア 排水側溝 約830m

排水柵 42カ所

- ・ 汚泥等除去
- ・ 洗淨清掃

イ 施設内照明

- ・ 照明器具、灯具の清掃

ウ バス乗降場シェルター及びタクシー乗降場シェルター

- ・ シェルター内外面洗淨清掃
- ・ 側溝内等排水設備洗淨清掃、汚泥等除去

保守点検業務等仕様詳細

保守点検業務等の詳細は以下のとおりとする。

なお、保守点検時期にかかわらず、故障等不具合が生じた場合は、直ちに適切な処置をとり、復旧すること。

1 受水槽保守点検業務

(1) 対象設備

- ア 受水槽 1基
- イ 受水槽給水ポンプユニット 1基

(2) 回数 1回/年（法定点検）

(3) 内容

水道法に基づく法定点検

- ア 水質検査
- イ 受水槽清掃
- ウ 受水槽給水ポンプユニットの動作点検

2 親水施設保守点検業務

(1) 対象設備 親水施設（噴水）

- ア ポップアップ式噴水
(噴射口20個、ミスト噴射口40個、リングライト20個)
- イ 噴水操作盤 1基
- ウ ミストポンプ 1基
- エ 噴水ポンプ 1基
- オ 噴水用貯水槽 1基
- カ 自動給水弁 1基
- キ ヘアキャッチャー 1基

(2) 回数 2回/年以上

(3) 内容

- ア 各設備の動作点検
- イ 機械設備の絶縁抵抗測定、電流値測定、漏電測定
- ウ 各噴射口の清掃及びノズル点検・交換
- エ リングライト、各ポンプ、噴水用貯水槽、ヘアキャッチャー、
噴水広場床面下部の清掃
- オ 噴水広場床面及び側溝の洗浄
- カ 噴水広場側溝の汚泥等の除去
- キ リングライトの交換（点灯不良の場合に適宜実施）

3 電力設備保守点検業務

(1) 対象設備

- ア イベント電源盤 1基
- イ 動力盤 1基
- ウ 電灯盤 1基
- エ 分電盤 3基
- オ 電源盤 2基 (ブレーカーBOX)

(2) 回数

- ア 年次点検 1回/年
- イ 保守点検 1回/月

(3) 内容

- ア 年次点検 ・絶縁抵抗測定
- イ 保守点検 ・動作確認
・手動点灯による公園灯の点灯確認

4 その他設備点検

(1) 対象設備

- ア 水道メーター
- イ 非常警報ランプ付きブザー及び非常警報ボタン (公衆トイレ内)
- ウ 消火器 (公衆トイレ内)
- エ 地下水汲み上げポンプ
- オ スノーグレーダー (市貸与品)

(2) 回数 1回/月

(3) 内容 動作確認、拭き清掃

植栽管理業務等仕様詳細

歩行者等の安全に十分に配慮して作業を行うこと。なお、剪定枝等の処理は速やかに
行い、周囲への散乱防止に配慮するとともに、可能な限り再利用に努めることとする。

1 対象範囲 西口特定公共施設 全般

2 管理周期 剪定 1回以上/年
刈込み 1回以上/年
除草 3回以上/年

3 業務内容

- (1) 適宜散水等を行い、適正な管理を行うこと。
- (2) 高木、中木の剪定等【別図⑦街路樹 参照】
 - ・ 剪定にあたっては、樹木本来の樹形を崩さないよう留意して作業を行うこと。
 - ・ 外部からの視認性を考慮した管理を行うこと。
 - ・ 支柱の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 植栽帯の刈込み及び芝生養生地の除草【別図⑧植栽帯・芝生養生地 参照】
 - ・ 刈込みにあたっては、植栽本来の形を崩さないよう留意して作業を行うこと。
 - ・ 適切な時期に刈込み・除草を実施すること。
- (4) 病虫害防除
 - ・ 原則、病虫害に侵された枝の切除等により行うものとする。
 - ・ 薬剤散布については、可能な限り安全性の高いものを使用すること。

警備業務等仕様詳細

- 1 対象範囲 西口特定公共施設 全般

- 2 警備時間 午前6時から午後11時まで

- 3 警備内容
 - (1) 施設内全域の巡回
巡回回数 3回／日以上（最低規定回数：午前1回、午後2回）

 - (2) 条例に規定する禁止行為及び施設内での迷惑行為確認時における是正指導及び状況記録

 - (3) 違反車両等の監視及び注意指導
中心広場等における車両の駐車及び通行に対し、注意指導等を行う（条例で認められている行為は除く）。

 - (4) 施設の異常、損傷等の確認（インターロッキングブロックの不陸、照明の不点灯等）

 - (5) 異常発生時の緊急対応

 - (6) 公衆トイレの開閉作業（午前6時開錠、午後11時施錠）

 - (7) 防犯カメラの動作確認作業